

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第193号)

平成13年12月25日

横情審答申第193号

平成13年12月25日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年9月19日港南総第110号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- 1 「港南区における市内出張命令簿（平成10年度総務課分ほか26件）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 2 「港南区における市内出張旅費支出命令書及び市内出張旅費請求内訳書（平成10年度総務課分ほか264件）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 3 「港南区における市内出張旅費領収書（平成10年度総務課分ほか225件）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「港南区における市内出張命令簿（平成10年度総務課分ほか26件）」、「港南区における市内出張旅費支出命令書及び市内出張旅費請求内訳書（平成10年度総務課分ほか264件）」及び「港南区における市内出張旅費領収書（平成10年度総務課分ほか225件）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港南区における市内出張命令簿（平成10年度総務課分ほか26件）」（以下「本件申立文書その1」という。）、「港南区における市内出張旅費支出命令書及び市内出張旅費請求内訳書（平成10年度総務課分ほか264件）」（以下「本件申立文書その2」という。）及び「港南区における市内出張旅費領収書（平成10年度総務課分ほか225件）」（以下「本件申立文書その3」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年8月10日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書その1から本件申立文書その3まで（以下「本件申立文書」という。）は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書に記録された出張先個人の住所・氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を容易に識別できるものに該当するため、本号に該当する。

なお、町内会長等の住所・氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するため、本号ただし書アに基づき開示した。

## 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、特定個人が識別されるとして町内会長等を除いて出張先個人の住所・氏名を非開示としたが、住所の非開示は違法である。
- (2) 市職員は旅費の不正受給をしている疑いがある。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

ア 本件申立文書その1は、横浜市職員出張及び旅費請求規程（昭和25年5月達第29号。平成12年10月達第22号による廃止前のもの）第1条に基づき、港南区各課の職員（以下「区職員」という。）が横浜市内で出張を必要とするときに、出張命令の決裁を受ける際に使用する市内出張命令簿であり、用件及び出張先、出発月日時刻、帰着月日時刻、職・氏名、担当者及び決裁欄が記録されている。

また、用件欄については、出張する理由又は出張用件が個別・具体的に記録されており、出張先欄についても、出張旅費の算定の基礎となることから、出張先の個人や法人の氏名、施設の名称、住所等が個別・具体的に記録されていることが認められる。

イ 本件申立文書その2は、区職員が出張命令に従って横浜市内で出張した場合に要した旅費等を、市内出張旅費支給規程（昭和23年7月庁達第31号。平成12年10月達第22号による廃止前のもの。以下「旅費支給規程」という。）に基づき支給する場合の支出手続時に作成された市内出張旅費支出命令書及び市内出張旅費請求内訳書であり、支出登録票、支出命令書及び市内出張旅費請求書（兼領収書）で構成されている。

支出登録票には年度、執行局区、支出命令番号、款項目、金額、債権者名、支払期限・希望日等が、支出命令書には金額、債権者名、支払期限・希望日等が、市内出張旅費請求書（兼領収書）には出張月日、出張先・出張用件、経路及び金額、単価、回数、支給額、氏名等が記録されている。

出張先・出張用件欄には、本件申立文書その1の出張先欄に基づき、出張旅費の算定の基礎となる出張先の個人の氏名、法人の名称、施設の名称、住所又は所在地等が、個別・具体的に記録されていることが認められる。

ウ 本件申立文書その3は、区職員が旅費支給規程により、市内出張旅費の支給を受けた際の市内出張旅費領収書であり、上記イの市内出張旅費請求書（兼領収書）と同じ事項に加えて、各職員の旅費の受領印及び受領年月日が記録されている。

出張先・出張用件欄には、本件申立文書その2と同様に、本件申立文書その1の出張先欄に基づき、出張旅費の算定の基礎となる、出張先の個人の氏名、法人の名称、施設の名称、住所又は所在地等が、個別・具体的に記録されていることが認められる。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された情報のうち、区職員の出張先の個人の氏名及び住所（地番の表示部分に限る。以下同じ。）を本号本文に該当するため、非開示としている。

ウ 本件申立文書に記録された区職員の出張先の個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることは明らかであり、本号本文に該当する。

エ なお、申立人は、個人の住所を非開示とした決定が違法である旨の主張をしているが、区職員の出張先の個人の住所については、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないものであるから、このような主張を採り上げることはできない。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書に記録された区職員の出張先の個人の氏名及び住所を、条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 9 月19日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成12年10月16日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・ 諮問の説明
平成12年11月17日 (第1回審査会部会)	・ 審議
平成12年12月13日 (第2回審査会部会)	・ 審議
平成13年 3 月16日 (第3回審査会部会)	・ 審議
平成13年 5 月18日 (第5回審査会部会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成13年12月14日 (第13回審査会部会)	・ 審議